

議 事 日 程 (1)

令和6年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 行政報告
 - 第4 同意第2号 芦屋町教育委員会委員の任命について
 - 第5 議案第58号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第6 議案第59号 芦屋町法定外公共物管理条例の制定について
 - 第7 議案第60号 指定管理者の指定について
 - 第8 議案第61号 令和6年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)
 - 第9 議案第62号 令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第10 議案第63号 令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 第11 議案第64号 芦屋東小学校校舎大規模改修工事(その2)請負契約の締結について
 - 第12 議案第65号 タブレット等購入契約の締結について
 - 第13 承認第4号 専決処分事項の承認について
 - 第14 承認第5号 専決処分事項の承認について
 - 第15 報告第14号 専決処分事項の承認について
 - 第16 報告第15号 専決処分事項の承認について
 - 第17 発議第2号 公営競技納付金制度の廃止に関する意見書について

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 1名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

よって、ただいまから、令和 6 年第 4 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 12 月 5 日から 12 月 16 日までの 12 日間にしたいと思います
ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、6 番、本田議員と 7 番、
松岡議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、同意第 2 号から日程第 17、発議第 2 号までの各議案については、この際一括
議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと
思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第2号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、現在の芦屋町教育委員会委員であります井上弘行氏の任期が、令和7年1月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

井上氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有しており、教育委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第58号の芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、保育料の引き下げ及び第2子以降の保育料の無償化を実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第59号の芦屋町法定外公共物管理条例の制定につきましては、道路法及び河川法が適用・準用されない法定外公共物の管理に関し、当該法定外公共物の保全及び適正な利用を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第60号の指定管理者の指定につきましては、芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャーパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第61号の令和6年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,600万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、県知事選挙執行経費市町村委託金等を増額計上したほか、保育所等給食支援費補助金等を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しています。歳出につきましては、水田農業担い手機械導入支援事業補助金等を計上したほか、あしや砂像展実行委員会補助金等を増額計上しています。

また、令和7年度に芦屋中学校ホームステイ事業を実施するに当たり、令和6年度中に業者選定を行う必要がありますので、業務委託に関する経費を債務負担行為として追加するものでございます。

議案第62号の令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では配置異動に伴う職員手当を増額計上しています。

議案第63号の令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では事務費負担金の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金を増額計上しています。

次に契約議案でございます。

議案第64号の芦屋東小学校校舎大規模改修工事（その2）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。当該請負契約の締結について議決を求めるものでございます。

議案第65号のタブレット等購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。当該購入契約の締結について、議決を求めるものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、衆議院議員総選挙の実施に伴い、令和6年度芦屋町一般会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

承認第5号の専決処分事項の承認につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年9月20日に公布されたことに伴い、芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第14号の専決処分事項の報告につきましては、緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事（その2）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第15号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の家賃滞納者に対し、建物の明渡し等を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処

分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、辻本議員に発議第2号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 10番 辻本 一夫君

おはようございます。

10番、辻本でございます。発議第2号、公営競技納付金制度の廃止に関する意見書につきましては、議案書27ページの意見書を読み上げて、趣旨説明とさせていただきます。

モーターボート競走事業施行者は、健全な事業運営を実現するために不断の努力を続けています。各種業務効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進し、事業の安定性を確保するために全力を尽くしております。

公営競技納付金制度については、昭和45年度に創設されたものでありますが、これは、当時、公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との行政水準・財政力の不均衡が問題となったため、公営競技収益の均てん化を目的に、10年間の時限措置として導入されたものの、その後、累次にわたり期限延長されてきております。

地方公共団体の社会資本整備のための貸付利率の利下げ財源として、モーターボート競走事業施行者が、今までに地方公共団体金融機構に納付した金額は、約6,000億円、他の公営競技施行者のものを含めた地方公共団体健全化基金積立金額は、約9,000億円以上と膨大な金額であり、さらにここ数年は基金への積立も行われるなど、十分に所期の目的は達せられたと考えております。

我々施行者は、今後も健全なモーターボート競走事業の経営のために、競走場等の大規模施設改善や昨今頻発している大規模災害への備え等に係る内部留保の拡充を行う必要があるほか、近年問題・課題となっているギャンブル等依存症対策やカーボンニュートラルなどといった新たな社会課題への対応に係る事業費の確保も必要であります。

一方で、公営競技納付金制度以外にも、ふるさと納税制度等新たな税制度が普及し、地方公共団体を取り巻く環境は変化しております。

こうしたことから、総務省におかれましては、公営競技納付金制度を廃止するよう強く要望いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

以上で、辻本議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第2号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第61号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

一般会計補正予算の14ページですが、観光費として上げてあります、負担金、補助及び交付金1,700万円。あしや砂像展実行委員会補助金という金額がございますが、今年9月議会では、補正予算として人件費、物価高騰により476万5,000円の追加予算として、この砂像展に対する合計金額は3,800万円になっているかと思っています。

間違いがないかどうか教えていただきたいのですが、そのことによって、今回実施されましたけれど、さらに補助金として、1,700万円が計上されておりますので、結局、町が出した補助金は、3,800万円に1,700万円合計して5,500万円となっております。

この点について背景、ないしはこの1,700万円という根拠を質問いたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

まず、今、議員がおっしゃいました、前回、補正予算を組んだ金額、今回、計上させていただいている金額はその通りになると思います。今回の補正予算させていただいた理由、内容をお話いたします。

今年度、あしや砂像展は10月25日から11月10日で、17日間の開催の予定をいたしていたところでした。

しかしご承知の通り、11月1日から2日にかけて大雨が降りまして、3日以降の開催を中止する結果となりました。そういった理由から、当初見込んでおりました来場者の入場料が減収となりましたので、収支から計算をしまして、今回不足する予算を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

この行政報告の中に今説明されたことが、詳しく、わかりやすく書いております。そういう理由であろうと思いますが、当初予算、そして9月議会での補正予算を加えた金額の中で、約3,800万円だと思いますけど、あしや砂像展実行委員会による収支の予算書が出ていると思うのですが、入場料等の収益を幾らぐらい予定されていたのか。そして、補助金とか、募金とか、そういうような収入。入場料というのが収益だろうと思うのですが、人件費、砂像展制作のための制作費、素材費という収支の予算書が組まれていると思います。その中であって今回の1,700万円という補助金の根拠を示して欲しいと思います。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今回、補正予算計上している金額についての根拠ということでございますが、予算の中に先ほ

ども少し申し上げましたが、今回、中止に伴う入場料の減収ということで、実行委員会の予算では、約2,650万円の入場料収入を見込んでおりましたが、実際、日数が減ったことによりまして、約640万円の収入という見込みになりました。

そのことから収入としては、約2,000万円のマイナスということになります。

そして、収支で今回補正予算させていただいているんですが、支出に関しましては、少し期間が短くなったことで、若干の減額ということになりまして、それが約300万円。合わせてその差し引きで、今回は1,700万円の補正となっている次第でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今回の異常気象というか、こういうことでわずか何日間ですかね、非常に少なかったわけですが、今後そういう異常気象による大雨、台風等も考えながら来年度は、今後していくのかとかいうのがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

妹川議員、あくまでも補正予算ですから、将来的なことについては一般質問で行ってください。

他にありませんか。「そういう——。」と呼ぶ者あり)もう3回目ですから、もう終わりました。

(「いや、今のは——。」と呼ぶ者あり)いや、今のもう質問の一部ですから。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、承認第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、承認第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、報告第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第14号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、報告第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第15号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、発議第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、発議第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第58号から日程第14、承認第5号及び日程第17、発議第2号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 27 分散会
